

令和 5 年度
分かりやすい栄養成分表示に向けた取組検討事業
第 2 回 分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会
議事録

消費者庁食品表示企画課

第2回分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会

議事次第

日時：令和6年1月31日(水)

14：00～16：00

場所：ビジョンセンター東京駅前

1. 開会

2. 議事

- (1) 国内における食品関連事業者の自主的な取組について
- (2) 消費者等を対象とするインタビュー調査結果について
- (3) 日本版包装前面栄養表示の基本的な方向性について
- (4) その他

3. 閉会

<資料>

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 資料1 | 国内における食品関連事業者の自主的な取組について |
| 資料2 | 消費者等を対象とするインタビュー調査結果について |
| 資料3 | 第1回検討会における構成員の主な意見等について |
| 資料4 | 「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」開催スケジュール等 |
| 参考資料1 | 「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」開催要領 |
| 参考資料2 | 食品表示に関する消費者意向調査 |
| 参考資料3 | 諸外国等における取組について |
| 参考資料4 | コーデックス委員会における包装前面栄養表示ガイドライン |
| 参考資料5 | 消費者を対象とするWeb調査結果について
(石見座長からの情報提供) |

1. 開 会

(事務局) 「第2回 分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」を開会させていただきます。私は本検討会の事務局を務めさせていただいております、みずほリサーチ&テクノロジー株式会社の齊堂です。どうぞよろしくお願いいたします。

開催にあたっての注意点を御案内いたします。本検討会は、傍聴を希望された方にはリアルタイムで web 配信をしております。また、報道関係の方が会場で傍聴されており、冒頭部分は写真撮影可となっておりますので御了承ください。なお記録のために配信画面を録画させていただいていることを御了承ください。また万が一、地震などの災害が発生した場合には、事務局で誘導しますので、慌てずに行動をお願いいたします。

それでは、冒頭に消費者庁の依田審議官より御挨拶を賜りたいと思います。依田審議官、どうぞよろしくお願いいたします。

<開会挨拶>

(消費者庁：依田審議官) 食品政策担当審議官の依田でございます。開会にあたり一言御挨拶をさせていただきます。

まず委員の先生方におかれましては、御多用の中、この会合に御参加いただきまして、あらためて御礼を申し上げます。

今回は、昨年11月2日に開われました第1回会合におきまして、3つの論点、具体的には、1つ目が我が国の健康・栄養政策との整合性を踏まえた上で、包装前面栄養表示として取り組むべき栄養政策の課題。そして2つ目が、消費者が普段の食生活において栄養成分表示を活用しやすくするための効果的な方策。3つ目に消費者のための取組であることを優先しながらも、健康的で持続可能な食環境づくりの推進の観点から、食品関連事業者の皆様の実行可能性が担保される方策。こういった3つの主な論点に従って議論していただくことが確認されたところでございます。

本日は、国内における食品関連事業者の自主的な取組、あるいは消費者等を対象とするインタビューの調査結果について事務局から情報提供させていただき、前回の御発言などを踏まえまして、日本版包装前面栄養表示の基本的な方向性について御議論をいただくことを予定しております。会議の進行にあたりまして、御不便をおかけするところもあるかと思いますが、先生方におかれましては忌憚のない御意見をいただきますよう、あらためてお願い申し上げます。本日もよろしくお願い申し上げます。

(事務局) 依田審議官、御挨拶どうもありがとうございました。

ではここで、報道関係、カメラの方は御退席をお願いします。報道関係の方は傍聴席へお移りいただけますよう、お願いいたします。

本日の資料を確認させていただきます。

・資料確認

【議事次第】

【資料１】国内における食品関連事業者の自主的な取組について

【資料２】消費者等を対象とするインタビュー調査結果について

【資料３】第１回検討会における構成員の主な意見等について

【資料４】「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」開催スケジュール等

【参考資料１】「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」開催要領

【参考資料２】食品表示に関する消費者意向調査

【参考資料３】諸外国等における取組について

【参考資料４】コーデックス委員会における包装前面栄養表示ガイドライン

【参考資料５】消費者を対象とする Web 調査結果について（石見座長からの情報提供）

委員の皆様におかれましては、お手元の資料に過不足、落丁等ございましたら、事務局にこの場でお申し付けください。

では、以降の議事は座長の石見先生にお願いしたいと思います。それでは石見先生、よろしくお願いいたします。

２．議 事

(石見座長) それでは本日も委員の先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

(１) 国内における食品関連事業者の自主的な取組について

(石見座長) 【資料１】について、消費者庁より御説明いただきます。

(消費者庁：斎藤課長補佐) よろしく申し上げます。消費者庁食品表示企画課の斎藤と申します。

それでは【資料１】を御覧ください。今回、消費者庁において、FOPNL のような取組のある６社に対して取材をいたしましたので、その自主的な取組について御紹介させていただきます。

◆イオントップバリュ株式会社

イオントップバリュは「Voice」というシステムを使い、消費者の声、要望を吸い上げる仕組みがあります。その要望に応じて、2008 年にアレルゲンのパッケージ前面表示を開始したところ、栄養成分表示についても同様の要望が挙がってきました。そこで2014 年から消費者が食品を手にとらなくても、知りたい情報がひと目で判断できるようなプライベートブランドをめざして、この FOPNL を始めています。この取組では1 食分当たりのエネルギー、たんぱく質、脂質、糖質、食物繊維、食塩相当量の含有量を表示しています。また、ある程度できる食品、できない食品を区分けする形で取り組んでいます。

◆キリンホールディングス株式会社

キリンホールディングスでは消費者の健康意識の高まりを受けて、2015 年から1 日当たりの必要量の目安を表示する GDA という表示のスタイルを導入するよう、トロピカーナのオーナーブランドであるペプシコ社から要請を受けたことに起因して FOPNL を開始しました。2017 年からバランスのとれた健康的な食生活を実現するために、消費者が各製品に含まれる栄養素を理解した上で商品を選択してもらおうと、この取組を開始しています。現在、対象はトロピカーナブランドのみということではありますが、1 本当たりまたは200ml 当たりのエネルギーの含有量を表示する取組を行っております。

◆日本コカ・コーラ株式会社

消費者の健康意識の高まりを受けて、グローバルの The Coca-Cola Company がリードし、2009 年から世界各国のコカ・コーラ社製品に FOPNL の導入を推進しています。日本でも2011 年に清涼飲料業界のリーダーとして自社製品に関する情報開示を促進しようということで、消費者を取り巻く環境等の変化に対応しつつ、商品選択の一助となるように現在の取組を開始しました。すぐに飲みきることを想定した製品は1 本当たり、500ml よりも大きい製品は1 杯（250ml）当たりのエネルギーの含有量を表示する取組をしています。対象としない製品は、自社の中でルールを決めています。

◆株式会社セブン&アイ・ホールディングス

アメリカの市場を視察する中で参考となる好事例を見つけたところから、この FOPNL の取組をスタートしています。2018 年から消費者が食品を選択する際に必要な情報をしっかりとわかりやすい場所に表示することで、セブンプレミアムというブランディングをしようということで、この FOPNL の導入が開始されました。

現在は、1 食分当たりのエネルギー含有量を商品名に近いところに表示する取組をしています。取組当初は複数の栄養成分、例えばエネルギー、たんぱく質、脂質、糖質、食物

繊維、食塩相当量を併記していたのですが、ターゲットを絞り込んだ形で、エネルギーにフォーカスしてこの取組をしています。

◆日本生活協同組合連合会

生協として「バランスよく食べる」ことを重視しながら、健康な食事を応援する事業や活動を行っていますが、プライベートブランドの「コープ商品」においても、健康的な食事づくり、始めやすく、続けやすくするための健康サポート食品を 2008 年ごろから開始し、パッケージ前面で訴求したい栄養成分表示を行っています。現在は 2018 年から開始している取組で、「手軽にとれる」、「おいしく減らす」マークを付与して、消費者が栄養強調表示を視認しやすく、商品の特徴を一目で理解しやすいパッケージを目指して取り組んでいます。

他社の取組と少し違うのは、原則として、食品表示基準の栄養強調表示の規定にある「補給ができる旨」を満たす場合には「手軽にとれる」、同様に「適切な摂取ができる旨」を満たす場合には「おいしく減らす」という表示をしています。なお「手軽にとれる」取組では、栄養強調表示の規定にはない野菜や大豆等にも自社基準を設けて強調表示をしています。

◆ネスレ日本株式会社

ネスレグループでは「食の持つ力で現在そしてこれからのすべての世代の人々の生活の質を高めていきます」という存在意義を打ち出し、先ほども出てきましたが GDA 方式を導入しています。ネスレグループの基準に従い、日本法人では 2008 年ごろから国内の法令に即した表示をおこなうことを優先しつつも、消費者が製品を購入する際に、十分な情報を得た上で選択できる環境を醸成しようということで、現在の取組を進めています。

実際の取組では 1 食分当たりのエネルギー、脂質、飽和脂肪酸、糖類、食塩相当量の含有量表示に加えて、摂取目安に対する割合も合わせて表示しています。この摂取目安量となる表示は、消費者庁の中の食品表示基準で定められている栄養素等表示基準値、または厚生労働省で定めている日本人の食事摂取基準、それらがいない場合は WHO のガイドライン等を参照して基準値を定めているということでした。

(石見座長) 御説明ありがとうございました。

○討議 1

(石見座長) ただいま、斎藤課長補佐から、日本で取り組まれている FOPNL の事例につ

いて御説明がありました。栄養成分を表示しているケースや、あるいは熱量に絞って表示しているケースもありました。これらについて御意見をいただければと思います。御質問がある委員におかれましては、挙手の上、御名前を言ってから御発言をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

（森田委員） 御説明ありがとうございました。質問が1つあります。5ページのセブン&アイ・ホールディングス、懸念点の最後のところです。パッケージ前面の栄養成分表示が栄養強調表示に該当するのではないかと懸念があったとあります。こちらはおそらく取り出してカロリーなどを書くときに、先ほどの「補給する旨」の基準を満たしていないと表示できないのではないかとといったことや、総菜のようにプラスマイナス20パーセント以内におさまらないようなものは強調表示がなかなか、分析しないと難しいと思うのですが、そういうところから懸念して、なかなか進められないということでしょうか。これは今後の課題にも繋がるのではないかとと思うのですが。

（石見座長） 斎藤補佐、お願いします。

（消費者庁：斎藤課長補佐） 御質問ありがとうございます。セブン&アイの取組ですが、資料に書かれている栄養強調表示に該当するのではないかという懸念は、まさに森田委員に御指摘いただいた部分になります。そもそもエネルギーの量だけを前に表示することが、例えば栄養強調表示の中の「含む旨」に該当するのではないかというような問題意識があって、実際に取り組むべきかどうかを悩まれたと聞いております。

（石見座長） ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

（竹林委員） 前回の会議でも論点にあったのですが、FOPNLにおける食品単位について意見させていただきたいと思います。

今回、一度で食べることが想定される食品については、1本当たり、1食当たりの表示となっており、それは非常に望ましいと思います。一方、一度に食べきれない食品については、製造者が考える1食当たりで表示がなされているのですが、製造者が任意に設定する1食当たりの量を調整することで、栄養成分を見かけ上多く、あるいは少なく表示することが可能となりますので、現状やむを得ないとは思いますが、将来的には各食品について法的な1食当たりの量、いわゆるサービングサイズのようなものを設定することが望ましいのではないかと考えております。

最後に、1食で食べきれない食品について、こう表示なさっているのですが、それはパッケージ全体のどの程度に相当するのか明記することは非常に望ましいと思います。イメ

ージとしては資料1の4ページのコカ・コーラ社の真ん中の事例が非常に参考になるのではないかと考えております。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。将来的にサービングサイズを日本でも決めたらどうかということですが、斎藤補佐のほうから、もし予定がありましたらお願いします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 御質問ありがとうございます。竹林先生の論点も非常に大事だと思うのですが、第3回検討会までに決めていただきたい内容は、もう少し手前の部分までと考えております。ただし竹林先生がおっしゃった、サービングサイズを可能な限り揃えていくとか、どうすべきかは大事な内容だと思いますので、今回は具体的な議論ができなくても、将来的には議論すべきものだと思っております。

(石見座長) ありがとうございます。この、100グラム当たりにするのか、1食当たりにするのか、サービング当たりにするのかということですが、消費者にとっては1食当たりというのが一番わかりやすい表示だということですが、その1食当たりについては今後法的なところは進めていくということです。現時点ではその手前のところを本検討会で議論していくということでございます。

その他、御意見ありましたらお願いいたします。

(渡邊委員) 今の説明の中で、いろいろ各社がやられていることの説明があったのですが、前回の検討会を振り返って今日来たわけですが、今までの表示の検討というのは必ず、例えば消費者のニーズとか、足りない項目があるとか、そういうところからスタートして議論してきたわけです。では今回は、前面表示というのは一体どこにニーズが出てきているのだろうということを考えると、先ほど論点の話もありましたけれども、我が国の健康・栄養政策というのが例えばあるのであれば、本当にその健康・栄養政策の中で前面表示が大切なのか。それ以外にやることがまだ他にもあって、その中で前面表示というものがどういう位置付けにあるかというのが本来議論すべき話で。

それからもう1つ、栄養表示が利用しにくい、見にくいということで、今回タイトルが「分かりやすい栄養成分表示」となっていますけれども、もしそれが問題だったら、前面表示のことを議論するというよりは、栄養成分表示で何が問題かとか、そういうところからスタートすべきで、まず前面表示、前面表示で何かをやりましょうというのはちょっとおかしいなと思っています。

3点目の、「健康的で持続可能な食環境づくり」というのも、ここからすぐに前面表示というのが出てくるとは思えなくて、結局、コーデックスの話がこの間あって、コーデッ

クスで議論があって、だから前面表示をやりたいというふうにあるのですけれども、もともと前面に書こうがどうしても、先行している企業の話がありましたけれども、今までも栄養成分の強調表示の中で、当然前面に書きたければ書けるわけです。だから今回、どうして前面表示だけをとりあげて議論しなければいけないのかというのが、前回議論した結果を見て、その後結構時間もあつたのでいろいろ考えてみたのですけれども、もうひとつずつとんと来なくて。だからやはり、この前面表示を今回ここでやる意義が、もうひとつわかりません。要するにそもそも任意でやればいい話なので、今まで強調表示の基準を外してでも前面表示はいいのですよというのを決めたいのか、やっぱり今までどおり強調表示なのだから強調表示の範囲内でやましようということにするのか、何かそういうことを議論するのかなあという、もうひとつこのテーマがよくわからないというのが私の感想です。

(石見座長) 御意見ありがとうございました。

(阿部委員) 今回の企業さんの表示のパッケージというのは、どちらかというと消費者が非常に知りたい情報、例えばエネルギーを摂りすぎたくないと思っている人はエネルギーがあつたほうがいいとか、どちらかというと消費者が自分の本当の健康づくりのためというよりは、自分にとってこういう情報があつたらいいなというものを、企業さんが全面的に出して、それを見た消費者が「あ、これはカロリーちょっと少なめだから食べようか」という選択のフロントオブパッケージというのが非常に多いなと思って。その中で「対象外」と書いてある食品というのは、例えばセブン&アイ・ホールディングスならば調味料類とか、菓子類とかアソート類とか、あとネスレもそうですけれども調味料とか。いわゆる栄養の供給源として寄与の程度が小さい食品は対象外だと書いています。でも企業がどのように、その寄与が少ないと判断しているのかは明確ではないのです。おそらくフロントに出すものというのは、国民の健康にとって、この情報に注目してもらいたいというものに関しては、もしかしたら現在のこのフロントオブパッケージは、栄養政策としての必要なものかどうかを考えたときに、例えば食塩は絶対企業さんはフロントに出さないのです。あまり消費者が意識していないからなのかなと思ったりするのですが。ですので、今この中で議論していくのは、企業さんがフロントに出したいというふうなパッケージと、あとは栄養政策として消費者に知ってほしいというふうなパッケージなのかどうかということとを両方向から考えたときに、ある一定のフロントに出すべき消費者への情報が、これができれば、国とすれば適切なものであろうということを今議論しているのかなというふ

うに思いましたので、今回の企業さんのものはどちらかというと、調味料はフロントに出すとエネルギーとか関係なくなってしまうと、自分の商品を売るためには、エネルギーとか、消費者が気にするであろうというものを元に出しているという事例なのかなと、ちょっと感じたところもございますので、そういうことを双方向から、今、渡邊委員がおっしゃったような両方の視点から考えていかないと、なかなかこのフロントオブパッケージというものが企業さんにとっても消費者にとっても本当に必要なものなのかどうかということになるのかなと思いましたので、ちょっとまとまらない意見で申し訳ないのですが、そんなふうに感じております。

(石見座長) 御意見ありがとうございました。

(渡邊委員) 今の御意見をお聞きして、そうしたら例えば前面に今までどおり表示をするときに、当然今までは企業のほうが、やりたいからたぶん書いているのだと思うのです。だから例えば今まで一番多かったのは、他の商品群はカロリーがあるのに、この商品だけはカロリーがありませんというときに「カロリー0」と書いてみたり、そういうような、当然企業として正面に何か書くときというのは商品を、言ってみれば宣伝するために書いている部分が多くて、それでは今度、国の栄養政策に役立つように変えようとする、今度はそういうことをやってはいけませんよという話になってきて、本当にそういう議論をここですのかどうかというのが1つあります。それなら、本当に栄養政策のために、そんなに前面表示の寄与が大きいのかどうかというのも、やっぱり議論しなければいけなくて。だから栄養政策の問題なら、ちょっとまたフロントオブパッケージだけやるのもおかしいし、というのがわからないところです。やはり表示の検討というのは当然、表示を何かさせるためにはそのためのニーズというのが必ずあって、例えば今までは消費者がこういう情報を知りたい、いわゆる購買の情報のためにこれを表示しますというのがあったのだけれども、今回は、それだったら消費者が買うときに必ずフロントオブパッケージの何かを見させたいのだとか、何かそういうのがあるのだったら。でもそうしたら、当然その問題点に対してそれが一番効くかどうかを議論しないと。今回それをここで検討する、フロントオブパッケージだけ検討するというのは何かおかしいのではないかという気がしています。

いろいろ何をしゃべろうかなと思うときに、前回もちょっとひっかかったのはそこが原因なので、そのあたりをちょっと明確にしてもらったほうがいいのではないかと思います。

(石見座長) ありがとうございました。FOPNL を検討する意義について、渡邊委員から

御質問がございました。前回、最初に塩澤補佐のほうからお話があって、日本の栄養政策の中で FOPNL を位置付けていくということがございました。諸外国では FOPNL に関する研究もたくさん進んでおりまして、特にこの前の国際栄養学会議ではチリの FOPNL の成果を御発表いただきまして、健康政策の上で FOPNL が人々の健康に直接結びついているというような結果も出ております。それをどのように日本に取り入れていくかということの議論も必要ではないかと思っておりますが、消費者庁の斎藤補佐からも御説明いただきたいと思います。

（消費者庁：斎藤課長補佐） ありがとうございます。参考資料 1 の開催要領にも書いてあるとおり、2023 年に「健康日本 21（第三次）」が公表されまして、健康・栄養政策において食環境づくりを推進していくことが打ち出されました。その中で消費者庁として食品表示の中では何ができるか、健康・栄養政策の 1 つの出口である栄養成分表示で何かできるかというところから、この議論がスタートしています。そのため、消費者が望むもの、または食品関連事業者が望むものもあるのですが、まずは各国の FOPNL の取組についても、各国の健康・栄養政策と平仄を合わせて進んでいるという点を補足させていただきます。

（石見座長） ありがとうございます。

（森田委員） その点について、よろしいですか。

（石見座長） お願いします。

（森田委員） 私も第 1 回で、この検討会が「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」なので、これまでの栄養成分表示の課題、現状の課題を整理した上で、そしてどういう施策がいいのかという順番でと思っております、いろいろ現状の問題点を出したところです。一方で栄養政策というお話もありまして、現状の課題を踏まえた上で、今回のおそらく検討の意味というところは、普通は食品の表示は消費者のニーズ、業者の実行可能性というところもあるのですが、今回は消費者教育の意味というのが大きいのかなと。前回の資料にもありましたけれども、普通に栄養成分表示を見ても、あまり見られていないし、大事なところがちゃんと見られていない。その中で表示が活用されていなくて、自分たちの健康の中で、表示を見て例えば行動変容を起こすようなきっかけが、なかなか今ない、というようにところがございます。その 1 つのことで、この FOPNL というところで栄養成分表示を、より自分たちに活用してもらって、1 つの栄養教育と言ったら変ですが、「気づき」のような部分がこの FOPNL の中にあるのかなと思います。

表示というのはやはり、たしかに消費者ニーズというのはありますけれども、では消費

者ニーズにどこまで応えるかというところで、「欲しいから」というだけではなくて、消費者基本法の中にもありますが、消費者が自立して、自分たちで選択することができるということが基本にあります。ですからこうした栄養成分表示を活用し、自分たちの健康のために行動変容を起こすための1つの機会ということで、これを捉えるということにしていくと、自ずとこれから成分とか、制度のものも決まっていくのかなと思いますので、そこを基盤に進めていただければと思います。

一方、国際整合性というところで、もう1つの懇談会ではそれも重要ということになっていますけれども、日本の栄養成分表示は各国から非常に遅れていて、ようやく2015年に義務化したというところがあります。そういう意味では栄養成分表示の活用はこれからですし、その中で栄養の教育が追いつくという部分もあるのかもしれませんが、FOPNLを表示の前面に出す教育的な意味ということで、だから一括表示の義務表示ということではなく、教育的な意味というところで検討していけばいいのかなと考えています。

(石見座長) ありがとうございます。

(中村委員) 御説明ありがとうございます。今の意義のところですが、今、先生がおっしゃった消費者の育成というような視点については、私も強く思うところですが、一方で商品を提供する側の考えとして、1つの意義なのですが、やはり日本というのが、とにかくこういう標準化に対して対応が後手後手に回るという。各社各様でそれぞれが自分たちがPRしたいことを表示するという、これが、いいように長い目で見ると非常にコストになっていたり、あとは日本特有のガラパゴスのようなことになっていたりしているのが、現状あるのではないかなと思います。表示だけに限らず、さまざまなところで標準化ができずに、国主導でやっていただけないがために民間でそれを決めてくれと。それはやっぱりつばぜり合いが出てきて、なかなか落ち着きどころがなくて、標準化が遅れて、さまざまなところにコストが発生したり。あと表示の場合は統一した表示でないために消費者が理解できないと。そこについては表示するのか、しないのかという論点もあると思うのですが、表示するのであれば各社各様であってはならないと。そこは標準化された、日本の1つの決まりの中でちゃんとやってくれということを早めに、これは先手を打っておかないと、優良誤認、有利誤認という、そういったことが発生してきます。提供する側からすると、やるとコストがかかるのでやらないほうがいいというようなところもあるのですが、やるのであれば、コストのなるべくかからない、変な手間をかけずにこれに従ってやればいいんですねというような標準をきっちりつくっていくという

ことが大事ではないかなと思っております。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。統一した規格をつくってほしいという御要望でございます。

(戸部委員) ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

私も、今皆さんが御意見をおっしゃったように思っていて、このアプローチとしては消費者ニーズからスタート、栄養政策からスタート、アプローチはいろいろあっていいと思うのですが、ただ栄養政策というようにところをきっかけとして検討を進めるということであれば、まずその栄養政策のめざすゴールというか、そこを明確にしていだくということが必要だと思います。表示することがたぶんゴールではないはずだと思うので、どういう消費者がどのような行動をする必要があるのか、あるいはどのような栄養状態になる必要があるのかとか、そういったゴールのイメージがわからないと、たぶんこの表示に対しての認識とか活用状況というのは、消費者もいろいろだと思いますので、それを1つのアウトプットとしてまとめようとしたときには、やはりめざす姿というところを共通認識として持っておかないと、決める対象だとか、その基準だとか、そこが決められないと思います。ですからその栄養政策に関してのゴールを御説明いただくと、もう少し整理できるのかなと思いました。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。それでは斎藤補佐のほうから御意見いただければと思います。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 戸部委員、ありがとうございます。資料3で御説明しようと思っていたところではございますが、前回、論点を3つにまとめております。我が国の健康・栄養政策との整合性を踏まえた上で、包装前面栄養表示として取り組むべき栄養課題は何かというところ。これについても今回検討いただきます。検討いただいて方向性を決めた上で、何が、どういうことができるかというところを進めていかないと、確かに何をやっていいかわからないということになりますが、今いただいた意見の部分については、資料3のときにディスカッションできればと思っております。

(石見座長) ありがとうございます。塩澤補佐、何かありましたらお願いいたします。

(厚生労働省：塩澤室長補佐) 前回の検討会で、私も厚生労働省で進めている食環境づくりのあらましを御説明させていただきました。今、話題にあがっている栄養政策ですが、究極の目標はやはり健康寿命の延伸、そのアプローチとして食環境づくりがございます。栄養政策と一口に言ってもいろいろな取組がございます。子供から高齢者に至

るまで、国民のライフステージごとに、それぞれ栄養課題はたくさんございます。また傷病者なども含めるとさまざまな栄養施策がありますので、どれなのかというのを列記するのはなかなか難しいところです。栄養成分表示義務化の中でも、そうしたいろいろな方々がいる中で、どういう栄養素を表示するのが望ましいかという議論がなされたと承知しておりますので、そういう観点で FOPNL の議論もなされればいいのではないかと考えております。

厚労省として1点申し上げておきたいことをお伝えしますと、この食環境づくりには大きく2つアプローチがあると思っています。食品へのアクセスの向上と情報へのアクセスの向上、この両方を相互に関連させて整備していくというのを、私どもとしては食環境づくりの大事な部分だと思っています。そうした、食環境づくりを両輪で進めていくという観点から行きますと、まさにこの食品表示というのは、いろいろある中でも数少ない、食品へのアクセスと情報へのアクセスが同時になされる場だと思っています。やはり消費者の方々が実際に店頭で商品を手にとるとき、まさにそれは食品へのアクセスが成り立とうとしている瞬間ですし、その瞬間に情報も見ています。普通、情報と食品はとかくバラバラになりがちなのですけれども、それがまさに1点に集約されている貴重な機会なのかなと思っています。そういう貴重な機会において、表示がいかによりわかりやすくなるかというのは、食品へのアクセス向上と、情報へのアクセス向上ということの、まさに両方を向上させていくことになると思っていますので、そうした観点から、こういったあり方にする両方の向上が図られるのかということを皆様方に御議論いただければ、私どもが食環境づくりを進めていくのと歩調が合ってくるのかなと思っていますので、この点期待しております。

(石見座長) ありがとうございます。戸部委員、よろしいでしょうか。

(戸部委員) はい、とりあえず。

(石見座長) ありがとうございます。それでは、その他御意見ありますでしょうか。

(2) 消費者等を対象とするインタビュー調査結果について

【資料2】

(石見座長) それでは次に議事の(2)に移ります。消費者庁より【資料2】を説明いただきます。斎藤課長補佐、どうぞよろしくお願いいたします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) よろしく願いいたします。

◆インタビュー調査の概要について

今回、栄養成分表示のより一層の普及啓発や理解に繋がる取組について検討するためと
いうことで、4つのカテゴリーのグループに対してインタビュー調査を実施し、最終的に
質的帰納的分析を用いて、そのニーズをとりまとめております。ただし今回はとりまとめ
る時間が少なかったために、消費者に対する結果のみを情報提供させていただいて、管理
栄養士と食品関連事業者につきましては第3回検討会の冒頭で御説明させていただければ
と思います。

今回、インタビュー調査の前日までに情報提供したうえで、当日、こちらが決めた対象
者属性に合った対象者たちを集めて1時間半程度、フォーカスグループインタビューを行
いました。

このインタビューについては、事前に、インタビューガイドを開示した上で、さらに先
の資料を用いて、私から、実際に今どういう現状があるのかを情報提供いたしました。
インタビューが終わりましたら逐語録を起こし、その逐語録からどういうニーズがあるか
フラグメントを抽出し、意味内容が損なわれないように簡潔に要約を繰り返していきなが
ら、意見をまとめております。

まず、「栄養成分表示を参考にしている」といった属性に該当する者を5人集めました。
一方、「参考にしていない者」についても同様です。なお、年齢や性別の階級がなるべく
分散するように配しております。

これらの対象者に対して、それぞれインタビューを行い、最終的に論点、カテゴリー、コ
ードを生成して、結果をまとめております。

◆インタビュー調査の結果（抽出された論点）

・現状の栄養成分表示の捉え方：緑色の枠の中は栄養成分表示を参考にしている者、青い
枠の中は参考にしていない者の意見になります。参考にしている者の中では、気になるの
で見て購入するというものから、気になるところは見てから悩む、気になる時に気になる
ものを見る、気が向けば見る、わからないので気にしないとといった意見があった一方で、
参考にしていない者は全く意識していない、知識がないから見たとしてもわからないとい
う意見、さらには全く意識していないという意見が出てきたからだと思うのですが、自分
は気になるところは見ていますといったようなポジティブな意見が出ておりました。

・栄養成分表示を見ない理由：参考にしている者の中では、今の表示が見づらくて読む気
が失せるという問題点が抽出されてきました。あとは手軽に見ることができないというこ

とで、字が細かいところもあるのですが、表示が裏面にある場合、表示を見るために手に取って、また棚に戻すのが嫌だといった問題点も抽出されてきました。栄養成分表示を参考にしない者の中では、そもそもネットスーパーで購入するのが一般的なので、ネットだと表示されていないので見ませんか、そもそも気にしていません、食べるのを優先してあえて見ないようにしています、その手間が面倒です、見にくいので見ようという気が起きません、見ても分からないし役に立たないのではないかというネガティブな意見もございました。

・**栄養成分表示を活用しない理由、栄養成分表示が分かりにくい原因**：どういうところが活用しない理由に繋がっているかという、参考になっている者では、そもそも栄養成分の数値の意味が分からないとか、負担が多いわりにメリットを感じないといった意見が出てきました。他方で、参考にしていない者の中では、栄養成分表示が分かりにくい原因が抽出されてきました。表示が不親切ではないか。例えば文字数がすごく多い、ごちゃごちゃしていてちょっとわからない。ここは「参考になっている者」と共通の部分として、栄養素と数値の意味がわからないといった意見が出てきました。

・**分かりやすい表示にするための改善策**：「参考になっている者」の中では、親切な表示にする、例えば大きく、前面に、目立たせる、という意見がありました。あとは情報量を適切な量に、シンプルにすることも大切なのではないかと、情報量を絞ったり、表示事項は5つぐらいまでなら視認できるので5つぐらいがちょうどいい、などの意見がありました。消費者自らが判断できるようにするという事で、例えば1回当たりの摂取目安量で表示するや、1回の必要量に対するパーセンテージ表示、先ほど出てきた GDA 方式で表示してもらうと少し自分で判断できるのではないかという意見がありました。あとは、先ほど中村委員から出てきたと思うのですが、同じようなロゴやマークにする。あとはお墨付きのロゴを与えてはどうかといった意見もありました。「参考にしていない者」の中でも、基本的には「参考になっている者」と同じような改善案が出てきました。

・**パッケージ以外の取組**：前回の議論の中でも出てきましたが、こちらの消費者のインタビューでも抽出されてきました。知りたい人がさらに情報を取得できるようにするという事で、例えば値札や POP を活用するといった意見、バーコード、二次元コードを活用するという意見もありました。また、楽しみながら自己管理できるようにするという事で、ゲーミフィケーションが導入されるようなものだといいのではないかと、さらには健康アプリと連携すると、取組が盛り上がってくるのではないかという意見もありました。これは

前回の検討会の中でも出てきましたが、専門家や行政のほうから、しっかりした教育が必要なのではないかという意見もありました。

・表示を改善した場合の予想される変化：栄養成分表示を参考にしている者もしていない者も共通で、ある程度購買行動自体は変化すると思いますという意見があった一方で、両方とも変化しないという回答もありました。変化しない部分は、例えばすでに慣れ親しんでいる商品や自分が嗜好している商品は、わざわざ情報が開示されたとしても、やはり嗜好しているものだからそれを摂取する、購入する頻度は変わらない、という意見が共通して挙がってきました。「参考にしている者」の中では、包装前面栄養表示を導入することによる副次的効果があるのではないかということで、自分たちは比較的参考にしているけれども、他の人に波及して、消費者の健康意識が高まるのではないかという意見、あとは制度をプロモーションしてもらったら、企業側のイメージがアップするのではないかという前向きな意見がありました。

・表示を改善したとしても起こり得る課題：「参考にしている者」の中では、例えば義務など、表示を課すようになった場合には、そのまま管理コストが上がっていき、食品としてのコストが上がってくるのではないかが少し心配ですといった意見がありました。あとは参考にしている方の特徴として、そもそも参考にしている方は見るポイントが限られています。そのため購入時に、実際に例えば二次元コードを活用して見ていくことにはハードルがあるのではないかという意見、何かインセンティブを導入しないと、なかなかデジタル表示で見ようという意識にはならないのではないかというネガティブな意見もありました。

他方、「参考にしていない者」の中では、表示を変えることによるメリットとしては同じようなこと、表示を変えること以外の取組としては、栄養成分表示や FOPNL のようなものについては、しっかり消費者に啓蒙していくことが大事なのではないかという意見が挙がってきました。

【参考資料5】「消費者を対象とする Web 調査結果について」

(石見座長) 御説明ありがとうございました。ここで議題に関連しまして、私のほうから、消費者を対象とした研究結果について情報共有がございました。参考資料5「消費者を対象とする Web 調査結果について」を御覧ください。この資料について説明させていただきます。

この資料は食品の包装前面表示が消費者の食品購買行動にどのように影響するかについて調査したものです。調査対象は先ほどのフォーカスグループインタビューにあったように、食環境、食習慣改善意欲のある者、それからない者について分けて、そして評価したものです。こちらのほうは Web で 3,000 人を対象としていますので、量的解析になります。この研究は厚生労働科学研究費で実施したもので、内容を一部御紹介しますが、栄養学雑誌にパブリッシュされておりまして、筆頭著者は東京農業大学の多田由紀先生になります。

◆調査方法

消費者 3,000 名を対象とした Web 調査を実施いたしました。目的は食習慣改善への意欲の有無などによる、日本版栄養プロファイルモデル試案に基づく包装前面栄養表示及び活用資料へのニーズを把握するというものでございます。年齢は 18 歳から 79 歳で、国勢調査の性別、年代、地域の分布を考慮して、食習慣改善意欲の分布に偏りのないように、令和元年、国民健康・栄養調査における回答と同じ程度の割合を、各年代で確保しております。方法は、回答者は活用資料を読み、日本版栄養プロファイルモデル試案に基づく包装前面栄養表示や活用可能性などを回答するものです。食習慣改善に対する現在の気持ちの回答結果から、改善意欲なし群（1187 名）、改善意欲あり群（1465 名）、自分の食習慣に問題はないと考えている群（348 名）の方に御協力いただき、回答状況を比較いたしました。

どのような資料をお見せしたかということですが、その資料の一部ですが、食品の包装前面にこのように栄養成分表示を示したものを提供いたしました。内容としましては、1 袋当たりの 5 成分の含有量、そして 1 日の摂取目安量に対する割合を示しております。また、摂り過ぎが生活習慣病に繋がる栄養成分については、それを知らせるマークを付与したもので、購買意欲、購買行動への影響を予測して御回答いただいたものになります。

次ページは参加者の特性です。改善意欲なし群、あり群、問題ないと考えている群、3 群でございます。特性としましては、改善意欲なし群は、この右肩に a がついている場合は有意に多い項目になります。b は有意に少ない項目になります。改善意欲なし群を見ていただきますと、a のところ、男性が多い、それから 40 歳から 64 歳の年齢幅、そして未婚の方、学生、家事手伝い、無職の方が多いです。そして学歴についてはその他の方、そして調理担当者ではない方、この群で改善意欲のない方が多いことになります。改善意欲あり群を見ていただきますと、女性であること、専業主婦であること、そして学士・修士・博士の学歴であること、そして調理担当者本人である、そういう特色がございます。それ

から自身の食習慣に問題がないと考えていらっしゃる方は、65 歳以上の方、既婚の方、専業主婦の方、同居者がいる方、この方々が多いという特性になっております。

◆結果

それでは結果に移ります。「日本版栄養プロファイルモデル試案に基づく包装前面栄養表示が自身の商品選択に及ぼす影響」ということで、これはすべての食品を対象として御回答いただいたものです。改善意欲あり群では「すべての食品に影響する」と御回答いただいた、この濃いブルーの部分、52 パーセントの方が「影響する」とお答えいただいています。改善意欲なしの方では、「影響する」と「意識する」と回答の方が 25.9 パーセント、約半分ぐらいになっております。それから自分の食習慣に問題がないと考えている方は 36.2 パーセントが、すべての商品に影響するという、意欲あり群となし群の中間にいますということでございます。「すべての商品選択に影響しない」というのが一番右の白いポツの枠ですけれども、改善意欲あり群の方は 10.4 パーセント、意欲なしの方は 42.4 パーセント、問題ないと考えている方が 26.1 パーセントという結果になっております。

次、「まとめ」に入ります。今のような結果ですが、1つの結果だけについてお見せしましたが、先ほどの過剰摂取が健康に影響するというようなマークを付与しておりますが、そのマークが付与されていない、栄養成分の表示を包装前面に表示した場合というの聞いておまして、それもほとんど同じような結果になっております。まとめですが、食習慣の改善意欲のある者は、栄養成分表示の参考頻度が高い、これは調査の中で「非常に参考にしている」という頻度が高かったという結果が出ております。また同時に、より理解しやすい栄養成分表示へのニーズも高かったという結果でございます。したがって日本版栄養プロファイルモデル試案に基づく包装前面栄養表示は、食習慣の改善意欲のある者に対しては広く受け入れられ、健康的な食行動の実践により影響を及ぼす可能性が示唆されました。また、改善意欲がない者については栄養成分表示へのニーズが低く、また参照している割合も低く、日本版栄養プロファイル試案に基づく包装前面栄養表示の活用は限定的であることが示されました。このような無関心層の食行動を効果的に改善するためには、包装前面栄養表示に加えて、食品関連事業者の皆様、健康的な食品の開発を促すといった他方面からの検討が課題であると。すなわち食環境づくりが重要ではないかという結論でございます。以上で説明を終わります。

○討議 2

(石見座長) 前半のフィージビリティ・スタディのほうの質問から受けたいと思います。御意見ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。消費者の皆様の、改善意欲がある方、ない方に分けて、それぞれの御意見をいただいたというところがございます。

(竹林委員) よろしく申し上げます。資料2の消費者の皆様から出た意見の中で、アイコンを統一するというのが非常に重要ではないかと私は感じております。栄養成分表示におきましても、義務表示事項と任意表示事項がございます。ビタミンやナトリウム以外のミネラルについては任意項目となっており、書いても書かなくてもいいことになっているのですが、表示する場合はルールに従って行うということが定められています。そうすることで消費者は栄養成分表示として、まとまった画一的な情報を得ることができるということです。今回の FOPNL についても同様で、先ほどからこの FOPNL をどうするかという議論になっているのですが、検討会として表示を推進したい成分と、一方ビタミン C とかカルシウムとか、今まで食品企業の皆様が任意で表示なさってきた FOPNL、これを別のものとして扱うのではなく、1つのルールに従って、一括して何らかの FOPNL 表示ができるような仕組みを考えていく必要があると考えております。先ほど中村委員から出た意見と重複するかもしれませんが、発言させていただきました。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。

(阿部委員) 今、竹林委員がおっしゃったことにも通じるのですけれども、表示を改善した場合に予想される変化の中で、私が一番注目させていただいたのは、この前のインタビューでは、もうとにかく表示が見にくいし何とかだしというように、意外とネガティブな意見がどちら側にも結構多くて、一生懸命こちらがやっているわりには、こういう意見だったのだなというふうに思って感じながら、最後にやっぱり消費者の意識が変わる、参考にされていない人でも、話題になり健康意識が高まるというふうな。いわゆる一般的な今までやってきた栄養表示とは違って、皆様の健康のために、こういうふうに表示の制度が社会的に変わってきましたよということを、どうやって PR するのかということによって、比較的、もしかしたら今まで全然表示に関心がなかったり、表示に関してはどちらかというと自分の企業の売りでやっていた企業さんたちが、この制度をやっぱり統一、標準的に、きちっとしたロゴマークもちょっとおしゃれな、ビジュアル的なものにすることによって、意識のない方たちや、今まであまり健康的な食品に取り組んでこなかった企業さんたちが、この FOPNL がある程度皆さんに理解いただけるような制度化されたときに、やっぱり話題になり、健康意識が高まるとか、取り組む企業のイメージがアップするとか、その辺のと

ころが本当に影響が与えられるというか、そこに評価が得られるということが、やっぱり最終的にこれをしっかりやっていく意義なのかなということをちょっと感じましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

(石見座長) ありがとうございます。包装前面栄養表示の意義ということで、1つのきっかけになる、教育になる、また企業の商品改良のためのきっかけにもなるということで、最終的に消費者がみな健康になれば、健康・栄養政策に結びついていくということになるかと思います。

(坂口委員) 今の阿部委員の御意見にも少しつながるのですが、あと先ほどの議論にも少し関係しますが、この検討会の意義というところと言うと、まず日本の公衆衛生上の健康課題を解決するための現状を改善するという必要があると。そのときに、今の課題となっている表示上の問題、分かりやすくするというところ、参考としてこの質的調査ですとか、量的調査の結果というのが参考になると思うのですが、例えば分かりやすいという表示をしたときに、質的調査の結果にあるように、参考にしている人もしていない人も共通して出ていたのが、見づらく、読む気が失せるとか、気軽に見ることができない、あるいは見ても分からないし目立たないといったようなあたり、ここが共通しているのかなと思いましたので、仮に前面にして分かりやすくしたときに、やはりセットで、その活用を促すための普及啓発と消費者教育というのはやはり両輪でといいますか、セットでやっていくということも含めた上での、今後の方向性というとりまとめにする必要性があるのではないかなというふうに思いました。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。質的調査のほうで、見づらい、分かりづらい、見る気がしないというようなことがあるという御意見でした。私のほうも量的な調査をしたのですが、改善意欲がある群でも、今の栄養成分表示に対しては、必要量に対する割合や基準がわからないですとか、1食当たりに換算するのが面倒ということで、やはり意識の高い方もそのようなことがあるということです。全体的にそのような問題はあるのではないかとということで、包装前面に分かりやすく表示することは、すべての消費者にとっても利益になるのではないかと考えた次第です。ありがとうございます。

(渡邊委員) 今、説明いただいた資料2の消費者等を対象とするという、このインタビューはすごく面白いなと。今までの栄養成分表示の、今後例えば改善していったらいいなというのがちょこちょこ出ているのかなという気がするのですが、今回だけに使うのではなくて、今後も使っていただけたらなと思ったのが1つ。それからその中で、25ページの、表

示を見るために手に取り、棚に戻すのが嫌というのがあるのですが、こういうのは、ひょっとしたら例えばコロナとかが出てきて、今かなりそういう部分というのはあるのかなとか。それがあると、なかなか商品選択のときに見ていただくのが難しくなってくるというのと、それからネットの話があって、これからだんだんネットでの商品選択というのが出てきたときに、こういう表示の話というのはどういう意味があるのかなということも、今後考えていく必要があるのかなというのが、この調査を見ながら思いました。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。

(森田委員) 私も、この調査は現状と課題ということで、現状でなぜ分かりにくいのか、活用している人でも分かりにくいのは何なのかとか、それから今後表示を改善するための改善案というところまで、消費者庁の各国のいろいろな説明があった後で、出てきたのだと思いますけれども、この中でやはり共通しているなと思ったのは、裏面だと数字だけで、どういうふうに判断したらいいか分からないと。その判断ができるようにするために、目安量であるとか、1日の必要量に対するパーセンテージがあったらいいとか、高いのか低いのか判断できたらいいとか。なかなか裏面の数字だけだと判断できないので、もう少し自分が判断できるプラスアルファの情報がほしいというところが、ここに示されていて、それをおかつシンプルにということで、あまりたくさんのは見られないのでシンプルにするというような方向性が求められているのかなと思いました。

また、参考にしていない人でも、共通のアイコンにするとか、資料1にもありましたが各社バラバラなので、アイコンを統一して欲しいとか、パーセンテージがあったらいいとか、やはり活用するためのプラスアルファの情報が、この27ページのところに出てきているのかなと思いました。

それからもう1つ気がついたのは、最後の30ページですけれども、コストのことをすごく言っておられます。それが、参考になっている人も、していない人もコストについて言っていると。今までも食品表示に関するいろいろなインタビューを見たことがありますけれども、事業者のコストということ、自分にそれが跳ね返ってくるというようなことはあまり指摘がなかったので、これは昨今の値上げの影響かなと思いました。表示は実はコストがかかるということが意識されてきているのかなと思って、これはとても今の状況を反映しているというふうにも思いました。コストがかかるということだと、義務表示になったときのコストが心配という意見もありますので、こういったものも参考にできるのかなと思いました。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではインタビュー調査の結果から、やはり現在の栄養成分表示の課題が浮き彫りにされ、また、もう少し分かりやすい表示にしていきたいという要望が見えてきたと考えます。消費者庁から何かありますでしょうか。

(消費者庁：斎藤補佐) 特にありません。

(石見座長) 貴重な御意見、ありがとうございます。

(3) 日本版包装前面栄養表示の基本的な方向性について

それでは次に議事の(3)「日本版包装前面栄養表示の基本的な方向性について」に入ります。消費者庁より【資料3】を説明いただきます。斎藤課長補佐、どうぞよろしくお願いいたします。

【資料3】

(消費者庁：斎藤課長補佐) よろしくお願いたします。資料3では第1回の検討会における構成員の主な意見をまとめております。1つ1つの〇ごとに、1人の先生がおっしゃったというわけではなくて、同様の意見を1つの文章にまとめているという特性があることを御了承ください。また、あくまでも前回に出た発言になりますが、合わせて私から、この議論に当たってのポイントを絞ってお話しさせていただければと思います。

◆1：「我が国の健康・栄養政策との整合を踏まえた上で、包装前面栄養表示として取り組むべき栄養課題」に対して求められること

より一層の健康・栄養政策との連携を図るであるとか、FOPNLの取組を推進することで、食品表示を通じた食環境づくりで、社会環境の質の向上を後押ししようという意見が出てきました。ここで先生方に議論していただきたいポイントは、栄養課題は何かということですが、出口としては、どの栄養成分が、今回のFOPNLの対象とすべきかというところを意識しながら、御議論いただければと思います。

◆2「消費者がふだんの食生活において栄養成分表示が利活用しやすくするために効果的な方策」について

例えば前回は、諸外国における統一的な評価基準を以てすべての食品を区分する取組であるとか、1つの栄養成分だけを取り出したような取組については、個人の行動や健康状態も多様化しているという状況の中で、適切なインフォームドチョイスに繋がらないので

はないかという意見がありました。あわせて現行の栄養素等表示基準値については、最新の日本人の食事摂取基準との整合性が取れていないという御指摘もございました。また、食品単位にあっては自分自身が量の把握をできない、概算が難しい表示があるということなので、それが消費者の利活用の妨げになっているのではないかという意見、あわせて消費者の理解の促進であるとか、食品関連事業者の取組を推進するために、FOPNL だけではなく、現状の栄養成分表示の普及啓発についても消費者並びに食品関連事業者双方に対して進めていくことを検討する必要があるのではないかという意見がありました。

このような意見があがったところですが、意識していきたいこととしては、2 番ではロゴであるとかマークであるとか、こういった形のものにすべきかを意識しながら御議論いただきたいと思います。

◆ 3 「消費者の取組であることを優先しつつも、厚労省で進めている『食環境づくりの推進』の観点から、食品関連事業者の実行性が担保される方策」について

減塩を含めた健康増進の取組の中では、消費者の健康リテラシーや、食環境に配慮するだけではなくて、食品関連事業者や他のステークホルダーの実行可能性も踏まえることが重要であることや、栄養成分表示は、販売される状態における可食部の熱量や栄養成分の量を表示するものとされていますが、販売時と実際の摂取時に乖離が生じる食品もあるという意見があがっていました。

さらに、先ほど渡邊委員からお話がありましたが、一般用の生鮮食品や EC サイト、デジタル表示の利活用の可能性も少し見据えながら検討してはどうかという意見がありました。

この 3 番としては、その位置付けをどうするかということになります。現状、栄養成分の表示の中では、義務、推奨、任意という 3 段階がございますが、そのあたりに照らして、どの位置付けにするのがよいかを意識しながら議論していただきたいと思います。

(石見座長) ありがとうございます。今、資料 3 の説明をしていただいたのですが、合わせて参考資料 2 と 3 についても説明していただけますでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) ありがとうございます。参考資料 2、3 につきましては、前回、構成員の先生からの御質問に回答する資料として、少し補足させていただいた部分がございます。まず参考資料 2 をお願いいたします。

【参考資料 2】

こちらは消費者庁で毎年行っている「食品表示に関する消費者意向調査」の結果ですが、

4 ページ、5 ページが新しく追加した資料です。前回の検討会の中で戸部構成員から、消費者が購入時に実際に確認する栄養成分は何なのか、さらには消費者にこういったニーズがあるのかについて、示してほしいということでしたので、この資料を追加しております。現状、購入時に確認する栄養成分につきましては上位のものからたんぱく質、脂質、糖質、炭水化物、エネルギー・熱量といった順番になっており、減塩といった課題が取り出されていましたが、ナトリウムは上から数えて8つ目なので、何らかをやらなければという感じはします。

次に5 ページ目です。消費者が必ず表示してほしい栄養成分についても、同調査で確認しております。「特になし」という主張しない意見も多くはあったのですが、栄養成分としては、脂質、糖質、たんぱく質、炭水化物、エネルギー・熱量が上位に来ている状況です。そこから2つ離れてナトリウムがあるといった状況です。先ほど、ディスカッションの中で、これは何のためにやるのか、誰のためにやるのかということがあったのですが、消費者のニーズという点で御紹介させていただきました。

【参考資料3】

前回、諸外国における取組を御紹介させていただきました。冒頭で渡邊構成員から「何のために FOPNL をやるのか、意義は何なのか」という御質問があったところですが、5 ページ、6 ページについては、緑の枠内にあるように、各国の健康・栄養政策での目的をガイドライン等で明らかにした上で、この取組を進めているところでございます。今回御紹介したいのは14 ページ、前回の中村構成員から、各国の FOPNL の状況は理解できたけれども、各国の栄養成分表示で義務となっている成分、さらに FOPNL の対象となっている成分が分かるような資料がないかということで、事務局で作成した資料です。栄養成分表示を義務づけているものについては、中段に書いております。その下にシンボル、それぞれのデザインがあります。デザインも、例えば前向きのシンボルマークを付与するもの、栄養成分ごとの表示で色分けをするもの等を書き下しています。その下にそれぞれの目的がございまして、健康的な消費の推進であるのか、不健康な消費の防止なのかという、ポジティブな向き、ネガティブな向きがございまして、そこも補足させていただいております。一番下の部分は、評価等に用いる成分で、こういう成分が対象になっているということを付しております。

最後の15 ページも、基本的には同じ情報ではありますが、消費者等のインタビュー調査の中で、必要量に占める割合を表示してほしいという声があがっていましたので、この資

料の中に、タイ、カナダ、アメリカ、中国につきまして、下線を引いた栄養成分については、日本で言うところの栄養素等表示基準値に占める割合を示しているというものがございしますので、合わせて情報提供させていただきます。

○討議 3

(石見座長) 御説明ありがとうございました。今の消費者庁からの御説明について、御意見をいただきたいと思いますが、参考資料2で戸部委員から、実際どんな栄養成分が求められているのかという御質問があつて、その回答が出ておりますが、戸部委員、いかがでしょうか。結果について、何かありましたらお願いいたします。

(戸部委員) ありがとうございます。消費者ニーズについては、先ほどの御説明でよく分かりました。ただ今回の表示、前面表示に関しての考え方というか、それを進める目的や意図を考えると、先ほどの栄養政策の中で、どういった項目が必要かというところとつながってくるので、ニーズと必ずしも一致している必要はないと思うのですが、そういった栄養政策との整合性というようなところで考えていくのかなと思いました。

それとあとは、栄養政策という考え方と必ずしも一致するかどうか分からないですが、例えば健康上、食事内容の制限がある人に関して、確実に伝えなければいけない栄養成分がはっきりと分かるようにフロントに出してくるとか、あるいは健康保険上の成分というようなことで、特定疾病加算ということに今なっている、高血圧や糖尿病、脂質異常等のところが今度除外ということになってくると、やはり自分で管理しなければいけないとなってくると思いますので、そういったことも含めた上で、どういった成分を分かりやすく伝えていくかということを考えていく必要があると思っています。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。それでは資料3に基づいて、最初に斎藤補佐の方から御説明がありましたように、今後、包装前面の栄養成分表示につきまして、どのような栄養成分を対象としたらよいかということに関して御意見をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

●論点 1

(坂口委員) 論点1番目のところから。まず、取り組むべき栄養課題というところですが、やはり減塩だと考えます。この検討会の意義である日本の公衆衛生上の課題を改善・解決するためという観点で言いますと、やはり男女ともに、どの年齢階級においても、いわゆる日本人の食事摂取基準の目標量を超えていて、全世代に共通する課題であるという

ことがございますので、やはり食塩摂取量が多いというところで、食塩相当量、ナトリウムというところが、取り組むべき課題ではないかと思います。

先ほど斎藤補佐がおっしゃった、出口の部分の栄養素ということで言うと、今申し上げたところなのですが、ただ、今日御紹介いただいたような事業者様のすでに取り組まれている内容や、既存の制度、表示基準等を踏まえると、まずは現在義務化されている5項目がよいと考えます。ですがやはり優先すべき健康課題は減塩ということがあるので、消費者インタビューの結果にもあったように、情報量を絞るということも求められておりますので、義務化されている5項目なのだけれども、優先すべき課題として食塩相当量のみ前面にしてもいいですよ、というような方針にするのがいいのではないかと考えます。以上です。

(石見座長) 具体的な御意見、ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

(渡邊委員) 今、どの成分と出ましたけれども、例えば今、減塩の話も出た中で、今回やろうと思っているのはあくまでも加工食品の表示ということだと思うのですが、自分の食生活を考えたときでも、その加工食品を直接とるケースというのは、そればかりではなくて、もっとずっと多いのが、料理だったり、日々の食事だったり、例えば今日の料理をずっと考えてきたときに、直接、表示のある加工食品をそのまま摂取して済んでいるというケースのほうがずっと少ないと思うのです。

そういう中でやはり、僕も最初に言いましたけれども、栄養政策の中で、確かに前面表示をやれば、少し、全然効果がないとは言いませんけれども、もっとやるべきことがあるのじゃないかという気もします。なので私の意見としては、減塩以外にも例えばカロリーの問題で、世代によってはカロリーの摂り過ぎがあったり、あるいは女性でカロリーの摂らなさすぎの人もいるというような、いろいろな問題があることもわかるので、ひょっとしたらカロリーも要るかもしれないということもあるのですけれども、まずは、僕は前面表示をやるというよりは、しっかりと啓発を進めていくのが一番かなと思います。

前面表示をやるにあたって、例えばこういう表示もありますよと紹介していただくというぐらいにとどめていただいて、例えば前面表示を義務にするとか、そういうことはちょっとおかしいのではないかと考えております。

(石見座長) ありがとうございました。その他御意見ありますでしょうか。

(森田委員) まず1番目の、どの成分にしたらいいかということですが、私も基本成分の5項目がいいのではないかと考えます。各国の状況を見ていると飽和脂肪酸が

結構多かったです。日本の場合、飽和脂肪酸は推奨表示ではありますが、現状として書いているものが結構少ないということもありますし、そういう観点で、海外だとやっぱり栄養政策的なカラーが強いので、食塩よりもむしろ飽和脂肪酸とか熱量だったりするのかなと思って見ていますが、注意喚起という観点はとても大事で、日本の場合だと食塩、あとカロリー、取り過ぎの人も必要な人もということで、それは注意喚起ということでカロリーと食塩だと思いますが、その部分は基本5項目の中で盛り込まれているのかなと思います。

国際整合性という観点から見ても、だいたい熱量とかたんぱく質、その基本5項目は入っているということもありますし、整合性という、今回のガイドラインでは、各国それぞれ栄養政策の状況に応じて統一したものをつくってくださいというのが宿題といいますかテーマになっていますので、そこにも当たるのかなと思います。

それから、表示を考えると、消費者ニーズと実行可能性ということがあるのですが、でも、消費者ニーズを考えると、先ほどのアンケートで残念ながら食塩相当量はかなりやっぱり離れた低いところであって、7番目とかです。やっぱり「活用したい」と思うときに、食塩相当量もちろん大事だけれども、やっぱり脂質とかたんぱく質を知りたい人が多いということもありますので、基本5項目というのはそういう意味でも過不足がないのかなと思います。

一方で、資料1でありましたけれども、炭水化物よりもむしろ糖質と食物繊維の各社の取組が多かったかなと思います。おそらく糖質のニーズが高いのだろうと。それは消費者ニーズもありますので、状況に応じて炭水化物は糖質と食物繊維が書けるように、食物繊維はそもそも推奨表示ですので、そういうふうにしてもいいのかもしれないとも思います。事業者の実行可能性という観点から言えば、5項目は義務表示であり、飽和脂肪酸は推奨表示ですし、他のものも、わざわざこれを前面に書くために分析をするとか、そういうことは現実的ではないと思いますので、さまざまなそういう観点から5項目ということで進めていくのがいいのかなと思っています。

(石見座長) 御意見ありがとうございました。5項目の表示が消費者ニーズの点、そして実行可能性からも現実的ではないかという御意見でございます。坂口委員のほうからも食塩だけではなく5項目を示したほうがよろしいのではないかという御意見をいただいております。

その他いかがでしょうか。

(阿部委員) 今のお二人の御意見に賛同する形での意見になりますが、先ほど塩澤補佐もおっしゃいましたが、この最初の栄養成分表示の基準をつくる時に、子供からお年寄りまでさまざまな年代の方がいらっしゃって、いろいろなライフステージがあって、必ずしもその方が意識している健康課題というのは、必ずしも糖質だけとかエネルギーだけとか、そういうことではなく、やっぱり年代とか、先ほどの疾病までは言わないにしても、その人の健康状態とか体型とかによって、自分が意識する栄養素は異なってくると思いますので、そういう意味では5項目というのはよろしいかなと思います。逆にどれかに偏ってしまうと、管理栄養士、栄養士からすると本当にその人に合った栄養指導とか栄養相談をするときに、例えばこういう表示を見たときにはあなたの場合はこうですよという説明をしたり、逆にフロントオブパッケージを見ればこういうことがわかりますよということも含めて消費者教育をするということであれば、基本的には今の義務化されている5項目で、その人それぞれに寄った教育に生かしていきたいと。そのためには、これは次の議論になると思うのですが、どういう形で見やすく、その方が理解しやすいのかというところのほうが、逆にもう少し力を入れて議論したほうがよろしいのかなと思いましたので、付け加えさせていただきます。

(石見座長) ありがとうございます。5項目がよろしいという御意見が多いですが、この御意見に対して何か。

(渡邊委員) 議論がよくわからないのですが、ここは前面表示を、今の話だと何かの成分とか、あるいは5項目について前面表示をもう義務化しようという話で、今、進んでいるのでしょうか。

(石見座長) すみません、斎藤補佐、お願いします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) いえ、義務化の前提ではございません。冒頭申し上げたとおり、栄養政策と整合性を図った上で栄養課題は何か。どの項目、どの栄養成分をターゲットにするのかを決めていただいて、その次に、どういう形にするのかを議論していただく上で、義務、推奨、任意といったところをどうするかを議論いただくため、義務にする前提は全くございません。

(渡邊委員) その中で、例えば今ここにお茶があるのですが、この栄養成分以外にも、例えば原材料とか、お茶は原材料表示はすごく少ないし、表示の面積は少ないですが、原材料とか誰がつくったとか、いろいろな表示がある中で、なぜ栄養成分だけ。これ栄養成分表示はちゃんとなされているので、なぜこれをわざわざ表面に持ってこ

なければいけないのかがよくわかりません。特に必要ないのではないかと私は思っています。

（石見座長）　ありがとうございます。消費者調査におきましては、現在の栄養成分表示がわかりにくい、そして1食当たりを計算するのが難しいとか、どのぐらいの割合でとっているのかわからないといった御意見がたくさんありましたので、もう少し分かりやすい表示をするのがよいのではないかというのが、今までの議論になってきたかと思えます。

（渡邊委員）　今言われた、栄養成分表示がちょっとわかりにくいというのは、確かにいろいろな問題点があって、さっきの消費者調査を見てもすごくよく分かりやすかったので、直すべきところは直していったらいいと僕は思うのですが、それと表示場所というのは違う話なので、これが表（ひょう）になっていて、この位置が、今この手にあるやつですけども、これは栄養成分表示の四角のやつが、この茶の間という面に出てくるので、どういう意味があるのかというのが私にはわかりません。要するに表示事項が1つにまとまっているというのは非常に大事ではないかと思うので、ある表示の面を見たら、必要な物は全部見られる、それがバラバラであちこちにあるよりは、そのほうがいいのではないかと思うのです。

（石見座長）　ありがとうございます。

それではこの2番目の、どういうふうに表示したらいいかということにも、今の渡邊委員の御意見にもかかわってくると思いますので、まずはこの包装前面における栄養成分表示につきまして、5項目ということで御意見いただきたいと思います。

（中村委員）　ありがとうございます。5項目なのかなと私も思っているのですが、その前の前提として、先ほど渡邊先生からもあったように、義務か任意かというのは、事業者側からすると非常に大きな問題なのかなと思っています。それをちょっと置いて、表示するのであればやはり5項目であろうということと、あと視点としては、消費者の方のアンケートにもあったように、やっぱり高齢者も多い中で、見やすく、私も老眼なのですが、ほとんど見えないので、前面にちゃんと出してもらうのがいいのではないかというようなところもあるのですけれども。

あと製造者側でも、もうすでに前面に減塩、低カロリーというのはどんどん表示をしているという現状があることを踏まえたほうがいいのではないかと思います。どこもやっていないわけではなくて、すでに表示はかなり、高たんぱくも含めて、事業者側はやってい

ますので、やれないことはないと思っています。それがバラバラなので、誤認をさせているのではないかと思います。だったらそれを統一して、誤認させないようにするという施策が、国の施策としては必要なのではないかと感じます。

先ほど冒頭に出た大手メーカーさんや大手小売業のプライベートブランド商品ではそんなことはない、正しくやっていると思うのですけれども、減塩、低カロリーといったもの、先ほどの5つの成分の中で、何が一般的には表示されているのが多いのだろうか、それが本当に正しく伝わっているのかということが、ちょっと話を聞いていて気になりました。逆にそこを、ある意味制限する、セーブする、変な表示をさせないという方向性も1つ、切り口としてあってもいいのではないかと思います。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。斎藤補佐、今の混乱というところについて、御意見ありましたらお願いします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) ありがとうございます。消費者庁で栄養強調表示をどういう製品群でどれぐらいやっているかというデータは持ち合わせていませんので、そこについては回答することができません。ただ、中村構成員御指摘のとおり、栄養強調表示の問題もあると思います。FOPNL については、ある意味で強調表示の1つという側面があるところ、渡邊構成員からも同様におっしゃっていただいたところでもありますので、FOPNL を消費者に誤認を与えないような取組にすべきというところと合わせて、現状の表示についても、しっかり検討していく必要があるかなと感じております。

(石見座長) 御意見ありがとうございます。確かに強調表示との棲み分けというのは非常に難しいところがあるかと思いますが、現在この検討会で検討しているところは包装前面の栄養成分表示ということでございますので、今表示すべき栄養成分について御意見をいただいているところです。

その他、いかがでしょうか。5成分ということで異議のある構成員の方、いらっしゃいますでしょうか。

●論点2

それでは2つ目の項目に移ります。それではどのように表現していったらいいのだろうということでございます。先ほど諸外国の表示の制度について御紹介がありましたけれども、また消費者のインタビューでは必要量に対する割合も示してほしいという意見も多数あったかと思います。この点について御意見いただければと思います。

(坂口委員) デザインについてですけれども、先ほど斎藤補佐から御説明いただいた参

考資料3で、少し近いものというところで言いますと、イタリアのような、色分けをしない栄養素ごとの表示がよいのではないかと考えました。理由は2つございまして、1点目は、例えばスウェーデンのようなシンボルマークや、あるいはフランスやオーストラリアのような、いわゆる複数の栄養素ですとか食品を要約するような形式ですと、全食品に共通のものさしで比較できるという特長がある一方で、私たち日本人はやはり主食、主菜、副菜といった料理を組み合わせて、普段いわゆる栄養素をとっておりますので、1つの食品だけで比較する方法というのは、我々日本人の食文化を持続させた上での国民の健康増進、あるいは改善というところの目的になじまないと考えるためです。

それから2つ目の理由は、イタリアのような色分けなしの、今これがよいと言った表示であれば、現在の既存の制度、つまり栄養素と表示基準値の見直しなどが必要になるかとは思いますが、既存制度との連続性という観点からも、担保して実行することが可能というのが2点目の理由です。

いただいた資料の、14ページのイギリス方式ですが、この色分けありの栄養素ごとの表示というのは、今申し上げた2つの理由から、現時点では優先度が低いのではないかと考えました。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

今、坂口委員からいただいた御意見、日本の食文化にこのような、例えばフランスのような表示の仕方はなじまないのではないかとということ。そして実行可能性も考えますと、イタリア形式で割合も示していくということでございます。

(竹林委員) 私も先ほどの御意見と同じく、イタリアのような、特に色をつけたり分ける必要はなく、この成分値と栄養素と表示基準値などに対する割合を併記する形がよいと思います。ただ色分けについて1点だけ思うところがあります。健康によいとか悪いとかで色分けをするというのではなく、今日本における一番重要な問題となっているのが食塩ということですので、この食塩のFOPNLだけを例えば少し違う色だとかで、多い少ないにかかわらずちょっと目立たせる。みんなが気にしなければいけない栄養素なのだということを強調するというのはいいのではないかと思います。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。具体的には色をつけるのですか。あるいは他にマークをつけるとか。どんなことが想定されますでしょうか。

(竹林委員) そうですね。色をつけるか、あるいは今ちょっとイタリアのものだと、エナジーだけ白抜きと黒抜きが逆転していると思うのですが、それを食塩でやるとか。ちょ

っと色とかまで決めてしまうと、ラベルのデザインとかブランドイメージとかもあると思うので、色はちょっとハードルが高いと。ですのでこの白抜きを逆転させるとかで目立たせるというところが考えられると思います。

（石見座長） 具体的な案、ありがとうございました。その他ありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。今までの御意見ですと、5成分につきましてイタリア方式で行く、そして栄養素等表示基準値あるいは食事摂取基準の値について何パーセントということですが、そのあたりは具体的にまた議論しなければいけないところではございますが、例えば脂質等ですと目標量に対して何パーセントなのかとか、目標量の上限量、下限量ありますし、どの基準値を使うかというところもありますが、一般的には栄養素等表示基準値に対する割合が一般的かなと考えております。そのあたりのことも含めまして、何か御意見がありましたらお願いいたします。

（渡邊委員） 包装前面に表示するのはあくまでも任意表示だという前提でお話しすると、今のこの栄養成分表示、今の位置に書くのでも、すごく分かりにくいというのが、まず単位です。よく出てくるのが、例えば 100ml 当たりと書いてあっても、例えばこれは 500 ミリ入っているし、要するに自分が食べたものが、どのぐらい食べるとどのぐらいに当たるのかと、その単位が分かりにくい。もう 1 つは今言われた 1 日の必要量とか、そういうものに対する割合。だから今摂取したのが、もう今日の 1 日分とってしまったのだとか、そういうことが分かる、分からない。その 2 つがたぶんあると思うので、前面に書くとかいうことではなくて、栄養成分表示の中で、やはり今後の改善点としてやっていく必要があるかなということを思っています。

それからもう 1 つは、表示する対象食品ですけれども、食品というのはそのまま摂取する食品と、原材料になる食品というのたくさんあるので、そのまま摂取する食品については今みたいなことが大事ですけれども、逆に言うと、それを使って料理の一部になるようなものについては、また別な表示を考えたほうがいいのかもしいないし、そういう表示を考えると全体図をある程度考えていく必要があるかなと思います。

（石見座長） 具体的な御意見、ありがとうございました。水で戻してとか、食塩を洗って流して摂取するとか、実際にパッケージで売られている食品と喫食の状態が違うものがありますので、表示制度をつくっていくときは、そういうことも考慮しなければいけないという御指摘でした。どうもありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

(森田委員) イタリア方式というような話が出ていますが、表の中で、タイも同じでしょうか。タイの方式もイタリア方式と同じで、確かイタリアはバッテリーをデザインしたということでしたけれども、タイはバッテリーではなくてシンプルなものかと思いますが、こういうイメージだったり、それから今回の参考資料のほうで、石見先生が実験的にやられている中で書かれているような、基本5項目に対してパーセントが書かれているというような。そういうシンプルで分かりやすいものがないのかなと私も思っています。

先ほどの、前に持ってくることを考えると、後ろの表示はやはり義務表示であり、私は任意か推奨という前提で話していますが、後ろは義務表示なので、例えば塩蔵わかめは塩がついたままではいけないとか、お菓子なども 100 グラムにしないと許容差の範囲内に収まらないとか、いろいろな事情でサービングサイズというか1食当たりにできない事情があるかと思っています。

一方で前面に持ってくるときは、やはり後ろにそういう意味で書かれているよりも、教育的な意味とか、もっと知ってほしいとかいう意味があるので、やっぱり1食当たりとか、喫食の状況のもので表示をしてもらいたいと思いますし、そうすると後ろの面と表の面と違う数字が出てくるわけなので、単位というのはやっぱりきちんと明確に書く。これは各国もそうだと思いますけれども、他の国もそうですが、これはどの摂取量でということ、1食当たりこのサイズでやるときに何パーセント提示が出るよということを示していただければと思います。

アメリカの場合、パーセント・デイリー・バリューは義務表示の中に組み込まれていて、裏面の栄養成分表示の中にあるので、FOPNL というのは各社それぞれに課せられているかもしれませんが、日本の場合パーセント・デイリー・バリューまでは義務づけていないということもあるので、それを前面に持ってくるのであれば、やはり喫食の状況をきちんと出してきてもらいたいということと、あと資料2の中でも消費者の調査がありましたけれども、やはりどう判断するのかが大事だと。どう判断するかが大事ということになると、100 グラムとか、塩分がついたままの塩蔵わかめではなくて、やはり判断ができる形で、単位とかそういうこともきちんと考えた上での FOPNL のほうが、さらに消費者がそれを使って判断できると、教育の意味も出てくるのかなと思います。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。今までの御意見では、イタリア形式で5成分について包装前面表示をするのが分かりやすいのではないかと。またそれについては喫食する状態に近づけた値で単位を設定すること。そしてパーセント DV を表示する、1日の必要量

のどれぐらいを摂取しているかを消費者に分かりやすくすること、そしてできるだけ実際に摂取する状態に近づけた値を出していくということで、今の御意見、御指摘について、消費者庁、消費者のニーズ調査にもとらえていると思われますし、実行可能性という点ではパーセント DV を出すということはありますけれども、やはりここは出していかなければならないのか分かりやすい表示ということにならないのではないかと考えております。

また竹林委員がおっしゃったように、食塩だけ少し目立たせてはどうかということで、実行可能性も考えて、そのあたりも議論していくべきかと思えます。

その他いかがでしょうか。この意見に対して、反対意見などありましたらお聞きしたいと思えます。

(戸部委員) ありがとうございます。前面表示そのものの自体は、やっていくという方向については反対ではないのですが、実際その表示されたものをイメージしたときに、今の一括表示も裏面にあって、前面表示もあるというふうになっていて、サービングベースでデیلیー表示も書いていきますよと決めていくと、一括表示の意味というか、その関係性というか、そこを明確にしておかないと、前面表示をして、一括表示のところは栄養成分で、消費者としては、あっちこっちに何か書いてあって、情報量が多いのと、分かれて書いてあるということで、ちょっと分かりづらいのかなと思えました。なので前面表示することには反対ではないのですが、実際の場面を考えたときに、どういうのが分かりやすいのかはよく考えていかなければいけないと思えます。

(石見座長) ありがとうございます。そのあたり消費者に混乱のないように情報提供、そして普及啓発ということは非常に重要になってくるかと思えます。

(渡邊委員) 今の戸部さんの御意見そのとおりで、商品というのは置かれるときに、いつも正面を向いて置かれるわけでも何でもなくて、スーパーに行けばわかると思いますが、例えばこういうペットボトルでもいろいろな向きを向いていて、どれが正面だかわからない部分が絶対あるのです。表示というのは1か所にあるというのはとても大事なことで、あちこちにばらばらにあるよりは、表示の面があってそこにいろいろなことが載っているのが絶対いいので、私としてはこの栄養表示の中に1日当たりというのを入れるのであれば、それをもう1つ別の面に書くのではなくて、今の栄養成分の中に、必要だったら取り入れていったらいいのではないかと考えています。

いろいろ表示面、面積ということもあるので、任意表示であったとしても、2か所に書かなければいけないというのは書く方も大変だし、見るほうもどちらを見ればいいのかわ

からなくなるし、あるいは先ほど言ったように、片方は 100ml 当たりで書いてあって、片方は 1 食当たりで書いてあるというのもあれなので、もうそれだったら、もし栄養成分表示が 1 食当たりのほうがいいのであれば、できるだけそういう方向でいく。100ml 当たりで書く必要があるものはそういうふうに書いたらいいと思いますし。ということで、前面表示にあまりこだわる必要はないのではないかと考えています。

(石見座長) はい、御意見ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

●論点 3

(石見座長) そろそろ時間も迫ってまいりましたので、3 番目の課題に移りたいと思います。

先ほど斎藤補佐から御意見があったように、義務なのか推奨なのか、任意なのかというところで、今、任意表示なら、という御意見が多数を占めておりましたが、いかがでしょうか。御意見いただきたいと思います。

(坂口委員) 実行可能性が担保される方策という意味で、義務か任意かという観点では、任意がよいと判断しました。先ほど、現在義務化されている 5 項目を基本とするのがよいと申し上げましたが、阿部委員や竹林委員からのご意見も少し踏まえますと、私も先ほど申し上げたのですが、まず任意が前提。それで 5 項目を基本とした上で「食塩相当量のみ前面にすることも可能」というような形にする。あるいは竹林委員がおっしゃったように、その部分を少し目立たせるような、色を変えるなども可能、というふうにするのがよいと考えます。

対象とする食品の範囲が、おそらくこれからの課題、議論になるかと思いますが、食品によっては前面に食塩相当量を出す意義が乏しい食品というのも当然考えられますので、やはりそこは任意がよいと考えました。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。その他に御意見、これは義務にすべきだというような御意見はありますか。先ほどから皆さんに御意見をいただいていると、任意という御意見が多いと思いますが、よろしいでしょうか。

(阿部委員) 私も任意でよいと考えております。というのはフロントオブパッケージ、今、渡邊委員がおっしゃることはもちろんだなと思って聞いておりましたが、いろいろな消費者のアンケートであつたりとか、今の栄養成分表示の問題であつたり、栄養政策とどう連動させるかを考えたときに、やはり企業さんが栄養政策に対して、自分のところはしっかりフロントオブパッケージをやって、国民の栄養教育の一環として、例えば今の義務

表示に関してはこういう規準で表示せざるを得ないけれども、うちは消費者の利便性を考えて、少し大きなパッケージで、安く、コスト的に売りたいと言ったときに、それをどれぐらい食べたらいいいのか消費者がわからないときに、この商品の1食当たり、1回当たりはこれぐらいで、消費者のアンケートの中にあるように、自ら判断できるように1回の目安量の表示が欲しいとか、1日量がどれぐらいのパーセントになるかという、消費者のニーズがとてもたくさんあるということは事実だと思うのです。この事実に対して、企業さんたちが任意でどれぐらい、いろいろな栄養政策に協力していただけるかということを、しっかり私たちからも企業さんたちに、ぜひ栄養政策に協力していただきたいと、食環境を整えていただきたいということを理解していただくというふうな、最後の3つ目の食環境とのかかわりはどうかというお話もあったと思うのですが、持続可能性だということを考えた場合には、まずは任意で始めていただいて、このフロントオブパッケージを国民のために、こういうふうな意図でやるのですよということをしっかりお伝えしていくということがまずは大事だと思いましたので、私もまずは任意で始めることがよろしいかと思います。

(石見座長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(森田委員) 私も任意表示がいいと思います。表示可能面積ということを見ると、先ほどからお茶、ペットボトルの話が出ていますけれども、これは数字が10個並ぶわけですよ。まあ、もう無理でしょうというようなものが結構出てくるでしょうから、できないものはありますので、任意表示でいいのではないかということがあります。

それから留意点として食塩相当量だけを1つ持ってきたらどうかというのがありますけれども、そうすると最初に私が御質問したものにもあるのですが、1個だけ持ってくると、これ強調表示と区別がつかなくなる可能性がある、ということがあるので、強調表示と区別するようにするための何か施策、ちゃんと方策をとらないと。1個だけ、表示の可能面積で1個だけ持ってこようかなというときに、強調表示と間違えるというような面があるかなと思います。

それから表示は容器包装だけではなくて、今後例えば、2ページの最後に書いてありますけれども、EC サイトとかデジタル表示とか、いろいろな情報提供の仕方があるかと思うので、そういった情報提供も含めて広く取り組みやすくするためにも、任意がいいのかなと思っています。

(石見座長) ありがとうございます。それでは、任意に反対という委員はいらっしゃ

いますでしょうか。はい、特にございません。この検討会の委員の御意見としては、3 番目については任意の表示が、実行可能性の上から適切ではないかということでございます。

(消費者庁：今川室長) 消費者庁保健表示室長の今川と申します。先生方、本日は本当に御意見いただきましてありがとうございました。

特に渡邊委員がおっしゃった「意義」というところが非常に大事なのかなと思っております。先ほど、厚労省塩澤補佐からもお話しいただいたように、健康・栄養政策として食環境づくり、その中でも食品へのアクセスの向上、それから情報へのアクセスの向上、そういった中で消費者にどう食品を選んでいただくかということが非常に大事なかなと思っております。その中で中村委員もおっしゃっていましたが、すでにこういう表示がいろいろなところで始めているということからすると、もちろん必ずしも義務にしなければいけないとは全く思っていないのですが、やはり表示するのであれば、この段階で何らかのルールが必要かなと思っているところでございます。消費者庁としては、やはりそういった、今のこの段階での、今後おそらく、こういった情報へのアクセスということを考えると、こういった表示が増える、あるいは国際的にもそういったガイドラインができ、今この段階で議論が必要と考えているところでございます。以上でございます。

(石見座長) ありがとうございます。

それでは、本日は国内における食品関連事業者の自主的な取組、そして一般消費者向けのインタビュー結果について説明をいただきました。また、この内容を踏まえて、包装前面表示、どのような表示の項目、表示の仕方、そして任意であるのか義務であるのかというところで、資料3で御意見をいただきました。この内容を踏まえまして、最後の第3回で議論をまとめていければと考えております。

それでは事務局から事務連絡をお願いいたします。

(4) その他 スケジュール・事務連絡

(事務局) 事務連絡の前にスケジュールについて消費者庁齋藤様からお願いいたします。

(消費者庁：齋藤課長補佐) 資料4にございますように、本日1月31日に第2回検討会を終えました。第3回検討会は3月12日を予定しております。当初、第1回検討会で御紹介した FOPNL の中間的なとりまとめと、この検討会の報告書(案)について審議する予定ですが、それに加えて今回、間に合わなかった食品関連事業者及び管理栄養士に対するインタビュー調査の結果についても、冒頭私から情報提供させていただきます。

(石見座長) ありがとうございます。それでは事務局から事務連絡をお願いいたしま

す。

（事務局） 石見先生、ありがとうございました。皆様、本日はありがとうございました。後日、メールで議事録の確認をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。また、本会の議事録については、後日消費者庁のWEB ページに掲載されます。

事務局からは以上です。よろしくお願いいたします。

3. 閉会

（石見座長） 以上で本日の議事は終了いたしました。

それでは本日の検討会を閉会させていただきます。委員の先生方、ありがとうございました。

（一同） ありがとうございました。

〔了〕